

○野辺地町外部公益通報等に関する事務取扱要領

令和七年三月三日

訓令甲第三号

(趣旨)

第一条 この要領は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号。以下「法」という。）に基づく、外部の労働者等からの公益通報等の適切な処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通報窓口の設置)

第二条 公益通報の受付及び公益通報に関連する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置く。

2 総務課長は、通報窓口の事務に従事する職員の範囲を指定するものとする。

3 通報窓口は、公益通報のほか、事業者の法令等違反行為及び事業者の事業に従事する場合におけるその従業員等の法令違反行為（以下「事業者等の法令等違反行為」という。）に係る通報を受け付けることができる。

4 通報窓口で受け付けた公益通報及び前項の通報（以下「公益通報等」という。）が匿名によるものであっても、可能な限り、実名による公益通報等と同様に取り扱うよう努めることとする。

(秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除)

第三条 公益通報等の処理に従事する職員は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

2 この要領による通報者への通知等は、通報者が希望したときその他秘密保持の観点から適当と認めるときは、書面以外の方法により行うことができる。

(公益通報等から除く通報)

第四条 次の各号のいずれかに該当する通報は、公益通報等から除くものとする。

一 通報者への連絡先が不明な通報

二 内容が著しく不分明な通報

三 通報の対象となっている事業者の労働者等（当該事業者に雇用されている労働者又は通報の日前一年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前一年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の役員をいう。）以外の者（当該事業者の法令順守を確保する上で必要と認められる者を除く。）からの通報

四 通報の対象となる事業者を特定し得ない通報

2 前項の規定により公益通報等から除かれた通報は、相談又は情報提供とみなす。

(公益通報等の受付)

第五条 通報窓口は、公益通報等を受け付けたときは、通報者の連絡先及び通報の内容等を把握し、「公益通報等受付票」（様式第一号）に記録して受け付けるとともに、当該通報内容について処分又は勧告等をする権限を有する事務の担当課を特定し、公益通報等受付票の写しを添えて、当該担当課の長等（以下「担当課長

等」という。)に回付するものとする。

- 2 通報窓口は、当該通報について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかなきときは、当該通報者に対し、権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。
- 3 通報窓口の担当職員は、通報を記録するに当たっては、主観を排除してするよう努めるものとする。

(調査実施の決定等)

第六条 担当課長等は、公益通報等を回付されたときは、法第二条第三項に定める通報対象事実又は事業者の法令等違反行為（以下「通報対象事実等」という。）の有無等に係る調査（以下「調査」という。）を行うこととし、その旨を「調査実施のお知らせ」（様式第二号）により当該通報者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当課長等は、公益通報等が次の各号のいずれかに該当するときは、調査を行わないことができる。
  - 一 当該公益通報等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によりなされたこと又は虚偽であることが明らかになったとき
  - 二 当該公益通報等について、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由が通報者から示されないとき
  - 三 当該公益通報等と同一事案に係る公益通報等がなされ、既に調査が終了しているとき
  - 四 当該公益通報等について、他の行政機関が処分又は勧告等を

する権限を有することが明らかとなったとき

- 3 担当課長等は、前項各号に該当するとして調査を行わない場合は、その旨を通報窓口へ報告するものとする。この場合において、通報窓口は、前項第一号から第三号までに該当する場合は、「調査非実施のお知らせ」（様式第三号）により通報者に通知するものとし、前項第四号に該当する場合は、「処分・勧告等の権限を有する行政機関のお知らせ」（様式第四号）により通報者に教示するものとする。
- 4 前項の規定による通知又は教示は、公益通報等があった日から三十日以内にするものとする。

（調査の方法等）

第七条 担当課長等は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

- 2 担当課長等は、調査を行うこととした日から六十日以内に調査を終了しなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、相当の期間内に調査を終了すれば足りる。

（調査結果に基づく措置の実施及び通知）

第八条 担当課長等は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに、法令等に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

- 2 前項の規定により措置をとった担当課長等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の

保護に支障がない範囲において、通報者に対し、「調査結果のお知らせ」（様式第五号）により、その内容を通知するものとする。

（関係機関との協力）

第九条 担当課長等は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

（通報関連資料の管理）

第十条 公益通報等の処理に従事する職員は、公益通報等の処理に係る記録及び関連資料について、通報者の秘密保持に配慮し、適切に管理するものとする。

（その他）

第十一条 この要領に定めるもののほか外部の労働者等からの公益通報等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

外部公益通報等受付票

通報日時	年 月 日 ( ) 時 分	受付担当者 所属・職・氏名	
通報の方法	電話 ・ 電子メール ・ ファクシミリ ・ 郵送 ・ 面会		
通報者氏名等	氏 名	□不明	
	住 所	□不明	
	電話番号	□不明	
通報者の区分	<input type="checkbox"/> 社員 (部署：                      役職：                      ) <input type="checkbox"/> パート・アルバイト・派遣労働者 <input type="checkbox"/> 取引先 (取引関係：                      社名：                      ・ 部署                      ) <input type="checkbox"/> その他		
通報内容	①通報対象の事業者等	事業者の名称： 部署名：	
	②不正の内容	(いつ) (どこで) (どのような)	
	③不正事実は	生じている ・ 生じようとしている ・ その他 (                      )	
	④対象となる法令等違反等		
	⑤証拠書類等	有 (書面・録音データ・録画データ・ その他 (                      )) 原本 ・ 写し 無	
	⑥町以外への通報・相談の有無	有 (上司・その他 (                      )) 無	
	⑦特記事項		
留意事項			
通報者の連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 (自宅・職場・携帯) ・ <input type="checkbox"/> メール (                      ) ・ <input type="checkbox"/> FAX (自宅・他 (                      )) ・ <input type="checkbox"/> 郵送 (自宅・職場・他 (                      )) ・ <input type="checkbox"/> 他		
備 考			

(注) 法第3条第2号の規定により(※)は必須事項となるので、必ず記入してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長

調査実施のお知らせ

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき、今後、必要な調査を実施することとしました。

あなたが通報したことは秘密として保護されますので、今後実施する調査に御協力くださるようお願いいたします。

なお、調査につきましては、年 月 日までに終了する予定です。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長

調査非実施のお知らせ

年 月 日にあなたから寄せられた通報については、下記の理由により調査を行わないこととしましたので、お知らせします。

記

（調査を行わない理由を記載する。）

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長

処分・勧告等の権限を有する行政機関等のお知らせ

年 月 日にあなたから寄せられた通報に関して調査を行ったところ、通報対象事実等については、当町に処分及び勧告等を行う権限がないことが判明しましたので、権限を有する行政機関を次のとおり教示します。

処分・勧告等の権限を有する行政機関	
名 称	
所 在	
連絡先	
【添付資料等】	

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

野辺地町長

調査結果及び措置のお知らせ

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき調査を実施いたしました。また、その調査結果を受けた措置を行いましたので、調査結果及び措置の内容について、下記のとおりお知らせします。

記

【調査結果について】

（調査実施日時、調査実施場所、調査担当者の職・氏名、調査方法及び調査内容等を記載する。）

【措置の内容について】

（措置の内容を記載する。）

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)